質物損害補償制度 Q&A

毎年、皆さまの多大なるご協力を得て、募集させていただいております質屋経営補償共済について、皆さまからの"よくある質問"をQ&Aとしてまとめました。皆さまの日頃の疑問点解消にご活用ください。今後とも、本制度へのご愛顧を宜しくお願いいたします。

2023. 質屋経営補償共済会事務局

実際の保険金お支払い等に関しては、本保険の約款にそって判断いたします。詳しい内容については、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

質物損害補償制度(費用・利益保険(ブランドイメージ費用・利益保険特約(全国質屋組合連合会用)セット))

Q1. 現在、質蔵には質物と、買取品が混在して保管してあります。保険はどのように加入すればいいですか?

Ans.

質物の在庫高には「質物損害補償制度」を付け、買取品の在庫高には火災保険を付けてください。

Q2. 現在質物に火災保険を付けています。長年付けている保険代理店は、保険金請求できると言っています。本当に保険金の請求ができるのか、どう確認すればいいですか?

Ans.

質屋が顧客(以下、質置主)から預かる財物(以下、質物)を対象とした火災保険契約において、 質屋が質置主から預かる質物は所有権が質置主にあり、火災や水災等の保険事故が発生し、質物に損害を被った場合、保険金請求権は契約者である質屋ではなく、所有権を有する質置人にあると考えられます。 現在入っている火災保険で本当に保険金請求できるかを「保険会社から正式な回答を文書で回答欲しい」と 保険代理店に依頼してみてください。

Q3. 質物在庫5000万円 W5プラン(補償額1億円) を申し込みした場合について 火災、風災、水災の原因で質物が2500万円の被害が出た場合でも補償は1億円出るのでしょうか。

Ans.

被害額となる2500万円がすべて損害認定されれば2500万円のお支払いとなります。被害額以上の補償が出ることはありません。

Q4. 質物在庫高は日々変動しますが、事故があったときに質物が7000万円あった場合には被害額が7000万円の補償が受けられるのでしょうか。

Ans.

7000万円の補償が可能です。ただしプランごとの支払限度額にご注意ください。 仮に支払限度額が5000万円のプランにお入り頂いている場合は5000万円のお支払いになります。 質物在庫高は把握可能な直近会計年度のものをご申告ください。

Q5. 故意ではありませんが、自身が管理している建物(倉・店舗)からの出火(漏電)が原因でおきた火災であっても補償の 対象となるのでしょうか。

Ans.

補償の対象となります。ただし、故意や重大な過失を除きます。

Q6. この制度は火災保険ではないのでしょうか。パンフレットの表紙に記載されている、正式名称:費用・利益保険とは何でしょうか。

Ans.

火災保険ではありません。火災保険は財物そのものに対してかける保険ですが、 費用・利益保険は事故が起きた際に企業が被った経済的損失や、対応にかかった費用を補償する保険です。

Q7. 申込票の一番下に記載されている、「告知事項」には現在加入している火災保険も記入するのでしょうか。

Ans.

補償内容が異なるため、記入不要です。

Q8. 現在、質屋保険に加入しています。賠償責任保険(補償①)には質物損壊の補償(火災危険)がセットされていますが、これについてもこの保険の「告知事項」に記入するのでしょうか。

Ans.

補償内容が異なるため、記入不要です。

質屋保険においては、賠償責任が発生する場合のみ補償の対象となります。

Q9. 当店は、ショッピングセンタービルの4~5階にお店があります。ビルの中に金庫があります。 仮に、上の階の テナントが火災を起こし、スプリンクラーが作動し、金庫内の品物がぬれてしまった場合、ワイドプランに入っていたら、 補償はされるのでしょうか。

Ans.

補償されます。自他問わず火災発生時の消火活動における水濡れには対応いたします。こちらは「火災事故」での対応になるのでベーシックプランでも補償対象です。

|Q10. 別法人格が同一店舗内に複数同居しています。あわせて一つの法人として契約できますか?

Ans.

同一店舗内でも別法人格であれば、別々の取扱いになります。個別にご加入ください。 (なお、加入者は全国質屋組合連合会の会員の皆さまに限定されます)

参考(火災保険の場合)

Q1. 在質物に火災保険を付けています。 質屋自身の責めによらない火災事故で質物に損害が出た場合、質屋が保険金の受取人になれますか?

Ans.

質屋が火災に見舞われ、質物に損害が発生した場合、質置人は質に出したものを回収できず、一方質屋は払い出した貸付金の債権を失います。(質屋業法20条)

質置人が物を質に預ける場合、所有権の移転はありません。よって、火災によって損害を受けた際、保険金請求権者は質置人となるため、質屋は預かった質物に火災保険をかけていたとしても保険金を請求する権利を持たず、質屋は債権を回収できません。

質量が火災保険によって債権回収を実現するためには、質置人が質物を預ける際や保険金を請求する際 に質置人の署名捺印など、保険金請求権の譲渡に同意をもらう必要があります。

取扱代理店 :ウインプランニング有限会社

〒343-0015 埼玉県越谷市花田4-20-35 TEL 048-964-6463

引受保険会社 :あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部営業課

〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL:050-3460-8162 FAX:03-6734-9609

(2023年6月承認) B23-100892